

しんきん 年 金 定 期

令和6年4月現在

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 (しんきん年金定期)
2. 販売対象	・当金庫で国民年金、厚生年金、共済年金をお受け取りの方、または新規でお受け取りの手続をされた方で、本定期預金の預入期間中、当金庫で継続してお受け取りをされている方
3. 期間	・自動継続方式…1年
4. 預入 (受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・スーパー定期利払式自動継続 … 500円以上 500万円以下 ・1円単位
5. 払戻(支払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・優遇固定金利 ・預入時の店頭表示の利率+0.075%を満期日まで適用します。 但し、上記2. 販売対象の条件外になった場合は預入時の店頭表示の利率を適用いたします。 ・自動継続後の利率は、年金振込確認後しんきん年金定期預金利率を適用いたします。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息に20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。(但し、マル優を利用の場合は除きます)
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・スーパー定期に準じて取扱いいたします。 満期日前に解約する場合は、別紙の表1の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボード、ホームページまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課 (9時～17時、電話：0258-37-5430)にお申し出ください。 ・紛争解決措置：東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、新潟県弁護士会(電話：025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者 1,000万円までとその利息が保護されます)

長岡信用金庫